

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:募集

令和7年6月13日

「彩の国さいたま芸術劇場」及び「埼玉会館」 両施設にネーミングライツを導入します！

埼玉県では芸術性の高い舞台芸術作品の提供や県民の文化芸術活動に対する支援等を行うため、「彩の国さいたま芸術劇場」及び「埼玉会館」を設置しています。

このたび、文化の振興や施設の維持管理等に活用する新たな財源を確保するため、両施設にネーミングライツを導入し、愛称の命名権者を公募します。

1 対象施設

(1) 彩の国さいたま芸術劇場

所在地 埼玉県さいたま市中央区上峰3-15-1

施設概要 大ホール、小ホール、音楽ホール、映像ホール、けいこ場等

指定管理者 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

(2) 埼玉会館

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4

施設概要 大ホール、小ホール、展示室、会議室等

指定管理者 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

2 募集概要

(1) 応募資格 愛称の命名権者として県と契約締結を希望する法人その他団体
又はそれらにより構成されたグループ

(2) 契約希望期間 令和7年10月1日から令和12年3月31日まで

(3) 契約希望額 消費税及び地方税を除き、会計年度ごとに、
彩の国さいたま芸術劇場 7,070,000円以上
埼玉会館 7,070,000円以上

- (4) 募 集 期 間 令和7年6月13日（金曜日）から
令和7年7月31日（木曜日）まで

3 その他

■詳細な募集の条件や施設概要については、以下の URL をご覧ください。

- (1) 彩の国さいたま芸術劇場

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/naming-rights-gekijo.html>

- (2) 埼玉会館

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/naming-rights-kaikan.html>

■「彩の国さいたま芸術劇場」及び「埼玉会館」の、どちらか一方又は両施設に申し込みすることができます。